

令和 8 年度八代産品認知度向上・魅力発信業務委託基本仕様書

1 委託業務名 令和 8 年度八代産品認知度向上・魅力発信業務委託

2 業務の目的

近年の TSMC 進出や八代港へのクルーズ船寄港の増加を受け、本市でもインバウンド需要への対応を強化する必要性が高まっている。そこで、インバウンド向けに八代産品の PR 及び販売促進を実施する。

また、市内においても、フードバレーやつしろの取組が十分に認知されていないため、本業務を通じ、市民の認知度向上や事業者の取組意欲の向上を図り、フードバレーやつしろの気運の醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間 契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで

4 業務内容

(1)巡回型フェアの実施【提案1】

①晩白柚といずみ抹茶をテーマにしたフェア開催とスタンプラリーの実施

■目的

八代を代表する特産品である「晩白柚」と新たな特産品としての取り組み始めた「いずみ抹茶」について、市内消費者はもとより、インバウンドや市外の観光客にも広く地域ブランドとして認知してもらうため、本フェアを実施する。

■概要

八代市内にて、いずみ抹茶と晩白柚をテーマとしたフェアを企画し、その参加店舗を巡回し商品購入を促進させるためのスタンプラリーを実施すること。

スタンプラリーについては、購入店舗数に応じて、抽選で魅力的な景品が当たる仕組みを作り、フェアの宣伝効果を高めること。

■期間

令和8年12月～令和9年2月のうち、1か月～2か月程度を目安とする。

■実施業務

フェア及びスタンプラリーの企画・運営

- ・いずみ抹茶と晩白柚をテーマにしたフェアを実施すること。
- ・フェア開催にあたり、初参加となる店舗には、いずみ抹茶や晩白柚ペーストなどを試作用のサンプルとして委託料で買上げ提供すること。なお、フェア期間中は参加店舗が必要数量を販売事業者より通常どおり購入するものとする。
- ・フェア期間中のいずみ抹茶や晩白柚ペースト等の配送方法については、受託者側で取りまとめて配送するなど、販売事業者には負担のかからない方法で実施すること。
- ・フェア参加店は、八代市内の小売店や飲食店を想定。25店舗以上を目標とすること。

- ・フェア参加店舗で使用できる販促グッズや店内の装飾グッズなどを作成し、配布すること。
- ・フェアの参加店募集及び各店舗への説明を実施すること。
- ・フェア参加店舗向けの説明会を実施すること。
- ・フェア参加店舗や地図、商品が掲載されたチラシ(スタンプラリーの台紙を兼ねるもの)を作成し、参加店舗及び県内の観光施設(道の駅・物産館など、市内外からの集客に有効な箇所)に配布すること。
- ・フェアの周知を行うためのポスターを作成し、参加店舗及び県内の観光施設(道の駅・物産館など、市内外からの集客に有効な箇所)に配布すること。
- ・フェアの参加店舗の目印となるのぼり旗を作成し、各店舗へ配布すること。
- ・スタンプラリーについては、原則、紙媒体で実施し、スタンプ等の必要な備品を設置すること。
- ・スタンプラリーの応募については、各店舗に応募箱を設置し回収を行うこと。
- ・スタンプラリー景品については、スタンプラリーに参加したいと思わせるような魅力的な景品を準備し、提案すること。
- ・フェアやスタンプラリーの詳細な内容については、提案を踏まえ、市と協議のうえ決定する。
- ・事業成果を把握するために、参加事業者や消費者等へのアンケートを実施すること。

②「ちくワンドッグ」の認知度向上のためのスタンプラリーの実施

■目的

新たな八代名物として取り組み始めたご当地グルメ「ちくワンドッグ」について、市内消費者はもとより、インバウンドや市外の観光客にも広く認知してもらうため、スタンプラリーを実施する。

■概要

八代市内にて、ご当地グルメ「ちくワンドッグ」を販売している店舗を巡回し、商品購入を促進させるためのスタンプラリーを実施すること。

スタンプラリーについては、購入店舗数に応じて、抽選でちくワングッズなどの魅力的な景品が当たる仕組みを作り、スタンプラリーの宣伝効果を高めること。

■期間

令和8年9月～令和8年11月のうち、1か月～2か月程度を目安とする。

■実施業務

スタンプラリーの企画・運営

- ・「ちくワンドッグ」の販売店舗を巡回するスタンプラリーを実施すること。
- ・参加店舗は、令和8年7月末時点で「ちくワンドッグ」を販売している店舗とする。
(令和8年4月時点で12店舗18商品が認定されている)
- ・参加店舗で使用できる販促グッズや店内の装飾グッズなどを作成し、配布すること。
- ・参加店舗へのスタンプラリーの説明を実施すること。
- ・参加店舗向けの説明会を実施すること。
- ・参加店舗や地図、商品が掲載されたチラシ(スタンプラリーの台紙を兼ねるもの)を作成し、参加店舗及び県内の観光施設(道の駅・物産館など、市内外からの集客に有効な箇所)に配布すること。
- ・スタンプラリーの周知を行うためのポスターを作成し、参加店舗及び県内の観光施設(道の駅・物

産館など、市内外からの集客に有効な箇所)に配布すること。

- ・スタンプラリー景品については、ちくワンの制作デザイナーと協議のうえ決定する。スタンプラリーに参加したいと思わせるような魅力的な景品を準備し、提案すること。ちくワングッズを作成する際のデザインについては、デザイン料が発生するものとする。
- ・応募については、各店舗に応募箱を設置し回収を行うものとする。
- ・スタンプラリーについては、原則、紙媒体で実施すること。スタンプや台紙については、子供やファミリー層が楽しめる工夫をすること。
- ・スタンプラリーの詳細な内容については、提案を踏まえ、市と協議のうえ決定する。
- ・事業成果を把握するために、参加事業者や消費者等へのアンケートを実施すること。

(2)フードバレーやつしろをテーマにした食のイベントの実施【提案2】

■目的

- ・市民へのフードバレーの認知度向上のために実施する。
- ・市内はもとより、市外や県外からの観光客に、八代産品や八代の食をPRするために実施する。
- ・インバウンド客への八代産品や八代の食のPRのため実施する。

■概要

- ・やつしろ「晩白柚・いずみ抹茶」フェアの商品をテーマにしたイベントを開催すること。
- ・「ちくワンドッグ」をテーマにしたイベントを開催すること。
- ・単なる販売会にとどまらず、クイズやアンケート調査などを通じて、フードバレーやつしろの取組や八代の特産品PRに寄与するものであること。
- ・イベント回数は2回以上とする。

■実施業務

- ・イベントについては、単独開催だけでなく、市のイベント等との合同開催も可とする。
- ・市のイベントとの合同開催を提案する場合は、事前に担当部署との協議を行っておくこと。
- ・イベントの内容については、提案を踏まえ、市と協議のうえ決定する。
- ・出展事業者に対し、運営等に関する説明を行うこと。
- ・既存イベントへ出展する場合は、ブース出展料を委託料から支払うこと。
- ・必要な備品や什器等は受託者で準備すること。
- ・イベントに必要なテント、椅子、長机などの準備にかかる費用は、委託料の中から支払うこと。
- ・運営責任者を定め、その者が会場に常駐すること。
- ・市の担当者との連絡調整を行うこと。
- ・各事業者の売り上げや客数の把握、イベントに関するアンケートを実施すること。
- ・インバウンド向けのイベントを実施する場合は、通訳の配置や外国人向けの表記を行うなど、工夫を凝らすこと。

(3)マスメディア・SNS等を活用したフードバレーやつしろのPR戦略【提案3】

■目的

食をテーマにしたイベントや巡回型フェアについては、それぞれのイベントのターゲットに合わせたPR手法を用いて、来場及び購入意欲を高めるために実施する。

本 PR 戦略については、イベントやフェアの周知はもとより、SNS やマスコミを活用し、フードバレー やつしろや八代の特産品の認知度向上や魅力発信を目的とする。

■概要

- ・食をテーマにしたイベント、巡回型フェアについて、それぞれに効果的な PR を実施すること。
- ・イベントやフェアなどにインバウンド客を呼び込むための工夫をすること。
- ・巡回型フェアについては、観光関係者やマスコミを対象とした商品のお披露目会を実施すること。
- ・広告媒体、手段等について提案すること。
- ・広告の掲載内容やデザイン等については、市と調整すること。
- ・SNS を効果的に使用すること。
- ・提案1のチラシやポスターなどを使用し、早め(開催 1 カ月前を目途とする)の周知を行うこと。

(4)事業計画及びスケジュール【提案4】

- ・履行期間中の詳細な事業計画及びスケジュールを提出すること。

(5)追加提案【提案5】

- ・本事業をより効果的なものとするため、独自の取組を提案、実施すること。

5 事業の実績報告

(1)提出書類

本事業完了後、以下について電子データ及び紙媒体で3部提出すること。

ア)事業実施状況報告書 ※写真やグラフなどを用いてまとめること。なお、報告書は市による編集を認めるものとし、編集可能なデータ形式にて提出すること。

イ)実施した宣伝広告やチラシ等の配布実績をまとめたもの

(2)報告期限 令和9年3月12日(金)

6 責任者の指定

(1)本事業の実施にあたり、管理責任者を指定し、市に報告すること。

(2)管理責任者は、市との連絡、打合せ等を行い、本委託事業の管理・監督・指導を行うこと。

7 その他

(1) 特段明記されていない本業務に要する経費は受託者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(2) 業務の実施にあたっては、市と定期的なミーティングを実施するとともに、責任者を明確にし、業務に係る市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

(3) 業務のために収集した資料及び情報等は、市の許可なく漏洩しないこと。

(4) 成果物の著作権は八代市に帰属するものとする。

(5) 仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。

8 契約方法

総額契約とする。契約締結における消費税率等は10%とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

9 支払い方法

業務終了後一括払いとする。